

愛媛県移住支援事業の詳細について

令和元年6月21日

愛媛県移住支援事業に関する詳細は、以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

宇和島市、大洲市及び西予市（以下「県内3市」という。）は、①に定める要件を満たす者のうち、②の要件を満たす就業又は③の要件を満たす起業をした者の申請に基づき、④に定める方法により、単身の場合にあっては60万円、2人以上の世帯の場合にあっては100万円の移住支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- a 移住先に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区内に在住していたこと。
- b 移住先に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、移住先に住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区内に所在する企業等を退職した後、移住先に住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県内に所在する企業等に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内3市のいずれかに転入したこと。
- b 移住支援事業及びマッチング支援事業に係る地方創生推進交付金の国の交付決定がされた後であって、県において移住支援事業の詳細が公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 移住先の市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他県及び申請者の居住する市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が移住先の市に所在すること。
- (イ) 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」(<https://ano-kono.ehime.jp>)) に掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

③ 起業に関する要件

県が行う起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

④ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、交付申請書、移住先の就業先の就業証明書及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②又は③の要件に該当することを証する書類を移住先の市に提出する。

(イ) 支給方法

移住先の市は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②又は③の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、移住支援金を支給するものとする。

※申請・支給方法の詳細は、移住先の市にお問い合わせください。

(2) 移住支援金の返還

移住支援金を支給した市は、移住支援金の受給者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び当該受給者が居住する市が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市から市外に転出した場合
- (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市から市外に転出した場合

【各市のお問い合わせ先】

団体名	担当課名	電話番号
宇和島市	総務部 企画情報課	0895-49-7105
大洲市	総務企画部 復興支援課	0893-57-9989
西予市	総務企画部 まちづくり推進課	0894-62-6403